

APT WTSA-20準備会合第3回の結果概要

総務省 国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

2020年7月13日から17日にかけて、APT WTSA-20準備会合（以下、APT WTSA-20）の第3回会合が開催された。

APT WTSA-20は、4年に1度開催される国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）の総会であるWTSA会合（World Telecommunication Standardization Assembly：世界電気通信標準化総会）に向けて、APT（Asia-Pacific Telecommunity：アジア・太平洋電気通信共同体）共同提案の作成・検討を行う会合となる。

当初は2020年6月に中国（深圳）での開催を予定していたが、COVID-19の世界的な感染拡大の影響により、第2回に引き続き、開催時期の延期に加え、物理的に集まらない

完全リモートでの開催となった。本会合へはAPT加盟国のうち、16か国及び企業・団体から約200名が参加し、我が国からは、主管庁である総務省とともに、NTT、KDDI、NEC、富士通、OKI、NICT、TTC等から計21名が参加し対応した。

2. 審議体制と作業の流れ

2019年6月に東京で開催された第1回会合で、図2に示すようにPL（Plenary Session）の下に3つのWG（Working Group）を設置することに合意した。WGごとに審議内容が割り振られており、WG1ではITU-Tの作業方法に関する議題、WG2ではITU-Tの作業計画とSG（Study Group）再編・構成に関する議題、WG3では規制・政策と標準化課題全般に関して審議が進められる。

我が国からはPL議長として前田洋一氏（TTC）が、WG1副議長として永沼美保氏（NEC）が、WG2議長として荒木則幸氏（NTT）が、WG3副議長として本堂恵利子氏（KDDI）がそれぞれ第1回会合で選出されている。

WTSA-20へのAPT共同提案（ACP：APT Common Proposal）作成に向けた作業の流れは図3の通りである。各国からの寄書を基にWGで議論を行い、原案となるDraft PACP（PACP：Preliminary APT Common Proposal）を作成。作成されたDraft PACPについては、Plenary Sessionで合意後、APTの全加盟国に対して4～6週間の最終検討期間が設けられた後に、正式にACPとして承認される。

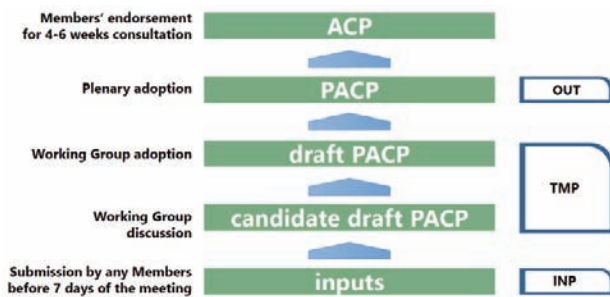


■図1. 会合の様子（前田議長司会進行の様子）

審議体制及び割当て



■図2. APT WTSA-20準備会合審議体制



■ 図3. ACP作成フロー

本会合は、第2回に引き続きFirst Stepとして各国からの寄書提出を求めるほか、各WGにおいては、各国からの寄書についてDraft PACPの素案となるCandidate Draft PACPの作成作業を今後進めるかどうかについて議論を行うとともに、Draft PACPとしての承認や、いくつかの決議についてはPlenary SessionにおいてPACPの承認まで議論が進められた。

3. 主な議論と結果

3.1 Opening Plenaryでの議論

開会に伴い、APT事務局長、TSB (Telecommunication Standardization Bureau) 局長及びPL議長の挨拶があった。

PL議長より、WG間の作業負担を平準化するため、新決議提案についてはWG2で議論を行うことが提案され、合意された。その際、韓国提案の新決議“世界的なパンデミックの拡大を防ぐためのICTの利用を促進するためのITU-Tの役割”と既存決議78“e-healthサービスへのアクセスを向上するためのICT活用と標準”は関連が深いことから同じWG2で議論が行われることも合意された。

加えて、Opening Plenaryでは事務局からの連絡のほか、APT以外の機関でのWTSA-20に向けた準備状況の情報共有が行われた。TSB局長からは、WTSA-20の開催に関して、現時点で開催地の変更は検討していないものの、日程の延期以外にも参加者のバーチャル参加を可能とするなどの対応も必要と考えている旨の共有があった。また、APTと同じ地域組織であるCITEL (The Secretariat of the Inter-American Telecommunication Commission: アメリカ大陸諸国間電気通信委員会) 及びRCC (Regional Commonwealth in the Field of Communications) の参加者から、各組織の準備状況について紹介がなされた。

3.2 WG1 “ITU-T Working Methods”

作業方法を担当するWG1関連では日本から下記の3件の

寄書を提出し、WG1全体では8件の決議と3件のAシリーズ勧告に対して、9件の寄書が提出され、議論が行われた。

・決議32 “ITU-Tの電子的作業方法の強化”に関する提案

COVID-19の世界的感染拡大の影響でITUの会議がバーチャル開催となっているものの、会議のバーチャル開催に関し十分なルール化がなされていないことから、会議へのリモート参加及びバーチャル会議開催のガイドラインの作成を提案するものである。議論の結果、Draft PACPとしてWGで合意し、最終日のPlenary Sessionに送られた。

・決議35 “ITU-TのSGとTSAGの議長／副議長の任命と任期”を、決議1へ合理化することで削除する提案

決議1へ合理化する内容の検討が必要であるため、今会合ではcandidate draft PACPとされ、次回会合で寄書を募集し引き続き議論することとなった。

・決議22 “WTSA間のTSAGの権限”及び決議45 “ITU-TのSGをまたがる標準化活動の効果的な調整とTSAGの役割”を合理化する提案

両決議ともTSAGの役割に関する内容であり、中国から合理化に際し含めて欲しい記載の要請はあったものの各国から大きな反対はなく、議論の結果、Draft PACPとしてWGで合意し、最終日のPlenary Sessionに送られた。

日本以外からはインド、中国、韓国から寄書が提出された。インドからの寄書は決議18 “ITU-R、ITU-T及びITU-D間の作業割当及び協力・調整の強化のための原則と手続き”に関し、記述の合理化を提案するものであり、PACPとすることで合意した。中国からは承認プロセスの明確化に関する寄書が2件提出され、このうち承認プロセスの再選択の明確化に関する寄書については、オーストラリア及び日本から承認プロセスの柔軟性が失われることを懸念する意見があり、今会合ではcandidate draft PACPとすることとされ、次回会合で寄書を募集し引き続き議論することとなった。韓国からは決議55 “ITU-T活動におけるジェンダー平等の促進”の修正に関する寄書が提出され、日本から参照している決議の一部が既に削除されているという指摘により一部の修正が行われ、PACPとすることで合意した。

3.3 WG2 “ITU-T Work Organization”

作業計画とSG再編・構成を担当するWG2では、SG再編に関する寄書が5件提出されたほか、WG間の作業負担を平準化する観点から、新決議提案及び決議78 “e-healthサービスへのアクセスを向上するためのICT活用と標準”がWG3

からWG2へ移管された。APT準備会合に対しては6件の新決議提案が行われており、今回のWG2全体としては12件の寄書について議論が行われた。

・SG再編に関する提案

オーストラリア・中国から第2回会合と同様に、SG再編に関するハイレベル原則について再度提案があったほか、次会期のSG構成として、マレーシア・インドネシアからはTSB局長提案に基づいた意見が提案され、日本からは技術的に類似した分野と思われるグループをマージする提案を行った。

しかし、SG再編については各国で意見が大きく異なっており、今会合においてはSG15の単独存続について合意したのみであるため、WG2議長から各国に対して、現体制から変更したいSGについて懸念を持っている内容を明確にすることが提案された。今後、2020年10月の中間会合と第4回会合で継続して議論が行われる。

・ITU電気通信標準化部門におけるマシンビジョンの標準化の強化（提案国：中国）

画像関連の多くのSGの既存活動を引用しており、既存の決議との重複を含む本決議提案の目的について複数の国から懸念が示された。WG2議長からスコープを絞り、対象とする特定の技術を明確にするよう指示された。

・ITU-Tにおける、垂直アプリケーションを支える将来のNW進化に関する検討・標準化活動の強化（提案国：中国）

“垂直アプリケーション”の用語が不明確であり、かつ将来NWの標準化という極めて一般的な内容であることから、新決議の必要性について複数の国から懸念が示された。

・世界的なパンデミックの拡大を防ぐためのICTの利用を促進するためのITU-Tの役割（提案国：韓国）

“non-contact application”の標準化について、各国の個人情報保護に関する規制や文化的相違を尊重する必要があるところ、パンデミック拡大防止に資するアプリケーションは他にもあるため、“non-contact”を削除することで合意した。また、一部の国から新決議ではなく決議78“e-healthサービスへのアクセスを向上するためのICT活用と標準”の修正とすべきとの発言があったところ、パンデミック拡大の防止に資するICTはeHealth関連だけでなく、リモート会議などもあるため、新決議とすることで合意した。

その他、“量子情報技術に関するITU-Tの標準化活動の強化”（提案国：中国）、“AI技術を活用したITU-T標準化

活動の強化”（提案国：韓国）、“NWを介したAI/MLへの公平なアクセスのためのオープンで共有されたりソースを可能にする”（提案国：インド）が提案されている。

3.4 WG3 “Regulatory/Policy and Standardization Related Issues”

規制/政策及び標準化課題を担当するWG3では、18の決議に対し33件の寄書が提出された。決議ごとにドラフティンググループが設立され、提案国からエディタが選出された。決議60“識別/番号システムの進化とIPベースのシステム・ネットワークとの統合に向けた検討”、決議76“適合性及び相互接続性試験、発展途上国支援、将来的なITUマークプログラムの実現に関する研究”、決議79“電気通信ICT機器から生じるe-wasteの扱いと管理における電気通信ICTの役割及びその手法”、決議92“IMTの非無線分野に関する標準化活動の強化”の4件について、Draft PACPとしてWGで合意し、最終日のPlenary Sessionに送られた。その他の決議について、中間会合及び第4回会合で引き続き議論が行われる。

3.5 Closing Plenaryでの議論

Closing Plenaryにて、WGごとのレポートが簡潔にレビューされ、PACP承認の審議が行われた。

決議22“WTSA間のTSAGの権限”、決議32“ITU-Tの電子的作業方法の強化”、決議45“ITU-TのSGをまたがる標準化活動の効果的な調整とTSAGの役割”、決議18“ITU-R、ITU-T及びITU-D間の作業割当及び協力・調整の強化のための原則と手続き”、決議55“ITU-T活動におけるジェンダー平等の促進”、決議76“適合性及び相互接続性試験、発展途上国支援、将来的なITUマークプログラムの実現に関する研究”及び決議79“電気通信／ICT機器から生じるe-wasteの扱いと管理における電気通信／ICTの役割及びその手法”について、PACPとして承認された。一方、決議92及び決議60については追加された“IMT-2020 and beyond”の用語が未定義であることについてオーストラリアより懸念が示され、PACPとしての合意は見送られた。

今後のスケジュールについて、2020年8月及び10月に中間会合を開催すること、また、次回APT WTSA-20の第4回会合は同年11月16日から20日までを予定している旨が共有され、最後に、APT事務局長、各WG議長及びPL副議長より挨拶がなされ、閉会となった。